

令和2年第423回臨時会

# 矢吹町議会会議録

令和2年11月26日 開会

令和2年11月26日 閉会

矢吹町議会

## 令和2年第423回矢吹町議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (11月26日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
閉会の宣告	7
署名議員	9

令和2年11月26日（木曜日）

（第 1 号）

## 令和2年第423回矢吹町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

令和2年11月26日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第44号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 4 議案第45号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 5 議案第46号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	富永創造君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	鈴木浩一君	14番	角田秀明君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
教育次長兼 教育振興課長	阿部正人君		

---

### 職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝      副 局 長 加 藤 晋 一

---

◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第423回矢吹町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

9番 加藤宏樹君

10番 鈴木隆司君

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。よろしくお願いします。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆さん、おはようございます。

早速、ご報告をいたします。

本日、第423回矢吹町議会臨時会が招集になりましたので、午前9時30分から議会運営委員会を開き、今臨時会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、企画総務課長並びに議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。その結果、会期を本日11月26日の1日とし、議案審議につきましては条例改正3件であり、全体審議とすることに協議が成立いたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今臨時会の会期は本日11月26日、1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日11月26日の1日と決定いたしました。

なお、日程につきましては、会期日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

次に、本臨時会の議案書、議案説明資料並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

#### ◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案第44号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、これから説明をさせていただきます。

日程第3、議案第44号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、議会議員の期末手当を引き下げる条例改正案であります。

本年の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告においては、特別調査の結果に基づき民間給与との比較を行い、厳しい経済情勢に見合うよう一般職の期末手当の支給月数を0.05月引き下げる勧告が示されたところであります。

本提案は、県の特別職の引下げの方向性及び県人事委員会勧告に基づく一般職の期末手当支給月数の改正案を踏まえ、本年12月期の支給月数を1.700月から1.650月とし、合計の年間支給割合を3.40月から3.35月に引き下げるものであります。

なお、令和3年度以降の期末手当につきましては、年間0.05月分の引下げに伴いまして、6月、12月の支給月数をそれぞれ1.675月とし、令和3年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。議案第44号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより議案第45号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第4、議案第45号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。が、本案は、町長等の期末手当を引き下げる条例改正案であります。

本年の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告においては、特別調査の結果に基づき民間給与等との比較を行い、厳しい経済情勢に見合うよう一般職の期末手当の支給月数を0.05月引き下げる勧告が示されたところであります。

本提案は、県の特別職の引下げの方向性及び県人事委員会勧告に基づく一般職の期末手当支給月数の改正案を踏まえまして、本年12月期の支給月数を1.700月から1.650月とし、合計の年間支給割合を3.40月から3.35月に引き下げるものであります。

なお、令和3年度以降の期末手当につきましては、年間0.05月分の引下げに伴い、6月、12月の支給月数をそれぞれ1.675月とし、令和3年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りをいたします。議案第45号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 次に、日程第5、これより議案第46号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明させていただきます。

日程第5、議案第46号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、職員給与と民間給与水準との均衡を図るため、職員の期末手当の引下げを行う条例改正案であります。

本年10月の福島県人事委員会勧告におきまして、過去1年間の福島県内の官民給与の調査結果を基に、期末手当についても、民間の支給水準に見合うよう年間0.05月分引き下げる旨の勧告が示されたところであります。

県人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられております。

本提案は、当該勧告を踏まえ、一般職の期末手当について、年間支給月数を0.05月分引き下げ、令和2年度12月支給月数を1.275月から1.225月に引き下げるものであります。

なお、令和3年度以降の期末手当につきましては、年間0.05月分の引下げに伴い、6月、12月の支給月数をそれぞれ1.250月とし、令和3年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りをいたします。議案第46号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

これにて第423回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

なお、引き続き議員控室において議員全員協議会を開催いたしますので、ご協力をよろしくお願いします。

ご苦労さまでした。

(午前10時14分)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 7 月 1 日

議 長 角 田 秀 明

署 名 議 員 加 藤 宏 樹

署 名 議 員 鈴 木 隆 司